

総会

配布：一般

2013年8月23日

第67会期

議事日程議題 20(a)

2013年7月9日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/67/L.72)]

67/290. 持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムの様態と組織的側面

総会は、

「我々の求める未来」と表題のついた持続可能な開発に関する国際連合会議の成果文書を総会が是認した、2012年7月27日の総会決議 66/288 を想起し、

要求された具体的活動や関連した任務によって導かれ、現在の制度の欠点に対処し、全ての関連する影響を考慮し、相乗作用と一貫性を促進し、国際連合システム内の重複を避けそして不必要な部分的な一致をなくすことを求めそして行政的負担を削減しまた既存の取極を利用すべき、持続可能な開発のための改善されたそしてより効果的な制度的枠組の必要性を強調し、

持続可能な開発委員会の力、経験、資源および包括的な政治様態をもとにしている、同委員会をその後置き換えるであろう、普遍的な、政府間の、ハイレベル政治フォーラムを設立する同会議の成果文書¹の第84項に含まれた決定、並びに、ハイレベル政治フォーラムが持続可能な開発の実施をフォローしまた費用効率の高いやり方で既存の組織、機関および団体の部分的な一致を避けるものとするという決定を想起し、

¹ 決議 66/288、添付文書。

国際連合憲章に定められているように、国際社会に対する地球規模の懸念事項に関する総会の役割と権限および国際連合の主要な審議の、政策決定の並びに代表する機関としてのその中心的位置を再確認し、また国際連合活動の全体にかかわる枠組の重要な要素として持続可能な開発を更に統合する必要性を認識し、

経済的、社会的、環境的および関連の分野におけるあらゆる主要な国際連合会議並びにサミットの成果の統合されたまた調整されたフォローアップにおける主要機関として、憲章の下でのその職務権限の範囲内で、経済社会理事会を強化する公約もまた再確認し、そして持続可能な開発の三つの次元の釣り合いのとれた統合を達成することにおける同理事会の重要な役割を認識し、

環境と開発に関するリオ宣言²、アジェンダ 21³、アジェンダ 21 の更なる実施のための計画⁴、持続可能な開発に関する世界サミットの実施計画（ヨハネスブルク実施計画）⁵および持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言⁶を想起し、

小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画（バルバドス行動計画）⁷および小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画の更なる実施のためのモーリシャス戦略⁸もまた想起し、

2011-2020 の 10 年間の後発開発途上国のための行動計画（イスタンブール行動計画）⁹、アルマトイ行動計画すなわち内陸および通過開発途上国の通過運輸協力のための新しい地球規模の枠

² 環境と開発に関する国際連合会議の報告書、リオ・デ・ジャネイロ、1992年6月3日-14日、第I巻、会議により採択された決議（国際連合出版、Sales No. E.93.I.8 および正誤表）決議1、添付文書I。

³ 同書、添付文書II。

⁴ 決議 S-19/2、添付文書。

⁵ 持続可能な開発に関する世界サミットの報告書、ヨハネスブルク、南アフリカ、2002年8月26日-9月4日（国際連合出版、Sales No. E.03.II.A.1 および正誤表）第I章、決議2、添付文書。

⁶ 同書、決議1、添付文書

⁷ 小島嶼開発途上国の持続可能な開発に関する地球規模の会議の報告書、ブリッジタウン、バルバドス、1994年4月25日-5月6日（国際連合出版、Sales No. E.94.I.18 および正誤表）、第I章、決議1、添付文書II。

⁸ 小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための行動計画の実施を再検討する国際会合の報告書、ポートルイス、モーリシャス、2005年1月10日-14日（国際連合出版、Sales No. E.05.II.A.4 および正誤表）、第I章、決議1、添付文書II。

⁹ 後発開発途上国に関する第4回国際連合会議の報告書、イスタンブール、トルコ、2011年5月9日-13日、(A/CONF.219/7)、第II章。

組における内陸開発途上国の特別な必要性への対処¹⁰、アフリカの開発の必要性に関する政治宣言¹¹およびアフリカの開発のための新パートナーシップ¹²を更に想起し、

国際連合ミレニアム宣言¹³、2005年世界サミット成果¹⁴、開発のための資金提供に関する国際会議のモントレイ合意¹⁵、開発のための資金提供に関するドーハ宣言すなわちモントレイ合意の実施を再検討する開発のための資金提供に関するフォローアップ国際会議の成果文書¹⁶、ミレニアム開発目標に関する総会のハイレベル本会合の成果文書¹⁷、人口と開発に関する国際会議の行動計画¹⁸、人口と開発に関する国際会議の行動計画の更なる実施のための重要な行動¹⁹および行動のための北京宣言とプラットフォーム²⁰を含む、経済的、社会的および環境的分野における全ての主要な国際連合会議およびサミットの成果における公約を想起し、

2012年12月21日の総会決議67/203もまた想起し、

1. 持続可能な開発委員会から学んだ教訓に関する事務総長の報告書²¹に留意し、

2. 普遍的な政府間の性格に一致した、ハイレベル政府フォーラムは、持続可能な開発のための政治的指導力、指針および勧告を提供し、持続可能な開発の公約の実施における進展をフォローアップしまた再検討し、あらゆるレベルでの全体論的なまた分野横断的なやり方で持続可能な開発の三つの次元の統合を強化しそして新しくまた発現しつつある持続可能な開発の課題の適切な審議を確保しつつ、焦点を絞った、動的なまた活動志向型のアジェンダを有するものとすることを決

¹⁰ 通過協力に関する内陸および通過開発途上国並びに資金供与諸国および国際金融並びに開発機関の国際閣僚会議の報告書、アルマティ、カザフスタン、2003年8月28日および29日(A/CONF.202/3)、添付文書I。

¹¹ 決議63/1。

¹² A/57/304、添付文書。

¹³ 決議55/2。

¹⁴ 決議60/1。

¹⁵ 開発のための資金提供に関する国際会議の報告書、モントレイ、メキシコ、2002年3月18日-22日(国際連合出版、Sales No. E.02.II.A.7)、第I章、決議1、添付文書。

¹⁶ 決議63/239、添付文書。

¹⁷ 決議65/1。

¹⁸ 人口と開発に関する国際会議の報告書、カイロ、1994年9月5日-13日(国際連合出版、Sales No. E.95.XIII.18)、第I章、決議1、添付文書。

¹⁹ 決議S-21/2、添付文書。

²⁰ 女性に関する第4回世界会議の報告書、北京、1995年9月4日-15日(国際連合出版、Sales No. E.96.IV.13)、第1章、決議1、添付文書IおよびII。

²¹ A/67/757。

定する。

3. フォーラムの会合は、総会および経済社会理事会の主催の下で召集されるものとするとも決定する。

4. フォーラムの全ての会合は、国際連合の全ての加盟国および専門機関の全ての加盟国の完全且つ効果的な参加を規定するものとするを更に決定する。

5. フォーラムの全ての会合において、あらゆる努力は、コンセンサスに達することで為されるものとするを決定する。

6. 総会の主催の下でのフォーラムの会合は以下のものとするをまた決定する。

(a) 国家および政府の長のレベルで召集されるものとする。

(b) 総会の会期の始めに、2日の期間で、総会議長により4年ごとに、他の場合には、特別な原則で、総会による決定に基づき、召集されるものとする。

(c) 総会の議長が議長を務めるものとする。

(d) 総会の審議のために提出されることとなる交渉された簡潔な政治的宣言を結果として生じるものとする。

7. 経済社会理事会の主催の下でのフォーラムの会合は以下のものとするを更に決定する。

(a) 年次閣僚再検討をもとにし2016年よりその後置き換わる理事会の本会期の枠内で開かれることとなっている3日の閣僚セグメントを含む、8日の期間で理事会議長により毎年召集されるものとする。

(b) 理事会の議長が議長を務めるものとする。

(c) 理事会の活動のテーマ別の焦点に従ってまたポスト2015開発アジェンダに一致して、持続可能な開発の三つの次元の統合を反映しているテーマ別の焦点を有するものとする。

(d) 経済的、社会的および環境的分野における主要な国際連合会議およびサミットの全ての成果の実施における進展、並びにその各々の実施手段をフォローアップしまた再検討し、持続可能な開発計画および政策に関する国際連合システム内の協力と調整を改善し、持続可能な開発の実施に関する最善の慣行や経験の共有を促進しそして、任意で、成功したもの、課題および学んだ教訓を

含む経験の共有を助長し、そして持続可能な開発のシステムの一貫性と調整を促進するものとする。

(e) 開発協力フォーラム並びに持続可能な開発の統合と実施に関する理事会の他の活動を考慮するものとする。

(f) 地域的な準備過程から利益を得るものとする。

(g) 総会への理事会報告書の中に含めるための交渉された閣僚宣言を結果として生じさせるものとする。

8. 経済社会理事会の主催の下のフォーラムは、ポスト 2015 開発アジェンダの文脈の範囲内で、履行手段に関するものを含む、持続可能な開発公約と目標のフォローアップと実施に関する、2016 年に始まる、定期的な再検討を実施するものとすることを決定し、その再検討は以下のものを行うことを更に決定する。

(a) 報告を奨励しつつ、任意とし、また先進国および途上国並びに関連する国際連合組織を含むものとする。

(b) 閣僚および他の関連するハイレベルな参加者が関与する、国家主導であるものとする。

(c) 主要なグループおよび他の関連する利害関係者の参加者を通じたものを含む、パートナーシップのための土台を提供するものとする。

(d) 2006 年 11 月 20 日の総会決議 61/16 の関連決議をもとにした、理事会の年次閣僚レベル実質的再検討の文脈並びにこの文脈における経験と学んだ教訓において開催される国の自発的な発表を置き換えるものとする。

9. 総会の主催の下で召集される全ての会合は、適用可能な場合には、本決議が他のことを規定した場合以外は、総会の主要委員会の手続規則の下で運営されるものとし、そして経済社会理事会の主催の下で召集される全ての会合は、適用可能な場合には、本決議が他のことを規定した場合を除き、理事会の機能委員会の手続規則の下で運営されるものとするをまた決定する。

10. 1995 年 2 月 8 日の理事会決定 1995/201 において持続可能な開発委員会のために経済社会理事会により制定された取極は、理事会の主催の下で開催されるフォーラムの会合に適用されるものとし、また 2011 年 5 月 3 日の総会決議 65/276 の添付文書において総会により制定された取極は、総会の主催の下で開催されるフォーラムの会合に適用されるものとするを強調する。

11. フォーラムの会合は、関与を高めることおよび公約を実施することそして持続可能な開発を達成することにおいて中所得国が直面している特定の課題を認識することを目的として、最も脆弱な諸国、とりわけ後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国およびアフリカ諸国を含む、開発途上国が直面している持続可能な開発課題の討議に十分な時間を当てるものとすることを決定し、そして中所得国が、国際社会により、様々な形態で、それらの諸国の必要性和国内資源を動員するその能力を考慮しつつ、十分に支援されるべきことをくり返し表明する。

12. 国家に対し、フォーラムの会合におけるその参加が、その国の観点を持続可能な開発の社会的、経済的および環境的次元の釣り合いのとれた統合に反映することを確保することを奨励する。

13. 持続可能な開発の地域的次元の重要性を認め、そして国際連合地域委員会に対し、適切な場合には、他の関連する地域的組織、主要なグループおよび他の関連する利害関係者の関与を得て、年次地域会合を通したものを含んで、フォーラムの活動に貢献することを招請する。

14. 討議の政府間の性質を維持しつつ、その専門知識をより良く利用するため国際的なレベルで主要なグループおよび他の関連する利害関係者の協力的役割および参加を一層高めることにより、透明性と履行を促進するフォーラムの必要性を強調し、そしてこれに関連して、フォーラムは、フォーラムに適用されるものとする 1993年2月12日の経済社会理事会決定 1993/215 および 1996年7月25日の同理事会決議 1996/31 を含む、持続可能な開発委員会により守られてきた取極および慣行にもとにして、主要なグループ、他の利害関係者および総会におけるオブザーバーとして参加する招請地位を有している団体に対して開かれているものとすることを決定する。

15. これに関連して、フォーラムの政府間の性格を維持する一方で、主要なグループおよび他の関連する利害関係者の代表者は、以下のことを許されることを決定する。

- (a) フォーラムの全ての公式会合に出席すること。
- (b) 全ての公式の情報および文書へのアクセスを有すること。
- (c) 公式会合において介入すること。
- (d) 文書を提出した書面および口頭の発言を提示すること。
- (e) 勧告を行うこと。
- (f) 加盟国および事務局と協力して、サイドイベントやラウンド・テーブルを準備すること。

16. アジェンダ 21³において特定された主要なグループおよび民間慈善組織、教育および学術団体、障害者、ボランティア集団のような他の利害関係者並びに持続可能な開発に関連する分野で活動する他の利害関係者に対し、ハイレベル政治フォーラムにおける参加のためのそして地域によりまた組織の形により効果的な、幅広いそして釣り合いのとれた参加を確保するやり方で、地球規模の、地域のまた国内のレベルでその参加に由来する行動のための、効果的な調整手続を自主的に確立しまた維持することを奨励する。

17. ブレトン・ウッズ機関を含む国際連合システムの機構および世界貿易機関を含む他の関連する政府間機構に対し、フォーラムの討議にその各々の職務権限の範囲内で貢献することを招請する。

18. フォーラムは、定期的な対話および持続可能な開発を進めるための実情調査やアジェンダ・セッティングのための動的な土台を提供するものとする事およびハイレベル政治フォーラムの全ての会合の議題は、新しくまた発現しつつある問題に対処する柔軟性を許す一方で、焦点が絞られるものとする事を強調する。

19. フォーラムは、あらゆるレベルでの全体論的なまた分野横断的なやり方における持続可能な開発の三つの次元の向上した統合に寄与するものとする事を再確認し、またこれに関連してフォーラムに対し、社会的、経済的および環境的分野における関連する国際連合政府間機関の貢献と活動を考慮することを招請する。

20. フォーラムは、証拠資料を調査すること、地球規模の持続可能な開発報告書の形態の中のものを含む、分散した情報や評価をまとめること、既存の評価を利用すること、全てのレベルでの証拠に基づいた意思決定を高めることおよび途上国における資料収集と分析のための現行の能力構築の強化に貢献することにより科学政策インターフェースを強化するものとする事を決定し、またフォーラムに対し、2014年に、加盟国および開発政策委員会を含む国際連合組織の見解と勧告を反映している事務総長の提案に基づき、地球規模の持続可能な開発報告書の範囲と方法論を審議することを要請する。

21. フォーラムは、持続可能な消費および生産のための計画の幅広い 10 年枠組に対して、並びに 10 年枠組の事務局としての国際連合環境計画に対して、その報告書を考慮して、勧告を提供することができることを更に決定する。

22. 総会の議長および経済社会理事会の議長に対し、理事会事務局とそして総会の関連する委員会の事務局と調整して、国際連合システム、主要なグループおよび適切な場合には他の関連する利害関係者の情報や助言から利益を得るように、フォーラムの活動を準備することを要請する。

23. フォーラムは、基金および計画、多数国間金融および貿易機関、三つのリオ条約の事務局並びにその各々の職務権限の範囲内で他の関連する条約機関や国際機関を含む、国際連合システムの全ての関連する組織と密接に協力した事務局の経済社会局により支援されるものとすることを決定する。

24. 事務総長に対し、フォーラムの活動に、開発途上国、後発開発途上国、主要なグループおよび適切な場合には他の関連する利害関係者の代表の参加を促進しまたフォーラムの準備を支援するため、持続可能な開発委員会の活動を支援する信託基金からフォーラムの自発的信託基金に全ての残っている基金を持ち越すことを要請し、そしてこれに関連して、加盟国、金融機関および他の機構に対し、フォーラムの自発的信託基金に対し寄付することを招請する。

25. 各後発開発途上国の一人の代表のための旅費は、フォーラムの全ての公式会合における参加のために国際連合の通常予算から支払われるものとすることを決定する。

26. 2012 年 12 月 21 日の総会決議 67/203 に従って、フォーラムの第 1 回会合の前に開催されることとなっている、経済社会理事会の第 20 会期の終わりと同時に効力を有する、同理事会が持続可能な開発委員会を廃止することを勧告する。

27. 総会の主催の下でのフォーラムの第 1 回会合は、開会式の性格を有することを決定し、総会議長に対し、第 68 会期の始めに一日の期間で会合を召集することを要請し、そして例外的な根拠と同会合の目的のためだけに基づいて、会合の成果は、議長の要約で構成されるものとすることを決定する。

28. ポスト 2015 開発アジェンダの開始に関連して 2015 年に総会の主催の下でフォーラムの会合を召集する必要性を総会の第 29 会期に審議することもまた決定する。

29. 他の決定が為されない限り、フォーラムの様態と組織的側面を総会の第 73 会期に再検討することを更に決定する。

30. 総会決議 61/16 の実施の再検討は、重複を避けるため本決議を考慮すべきことを強調する。

第 91 回本会合

2013 年 7 月 9 日